

議案第15号

一般職の職員の給与に関する条例及び大網白里市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

一般職の職員の給与に関する条例及び大網白里市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月20日提出

大網白里市長 金 坂 昌 典

一般職の職員の給与に関する条例及び大網白里市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和29年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第4条第7項中「55歳（規則で定める職員にあつては、56歳以上の年齢で規則で定めるもの）に達した日後最初に到来する4月1日以降に在職する」を「次の各号に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 55歳（規則で定める職員にあつては、56歳以上の年齢で規則で定めるもの）に達した日後最初に到来する4月1日以降に在職する職員（次号に掲げる職員を除く。）
- (2) 行8級職員等（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員をいう。以下同じ。）

第8条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（扶養手当）」を付し、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族である配偶者、父母等」という。）」を「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族である子」という。）」については1人につき13,000円、前項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族に、「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員

でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員（以下「行 8 級職員等」という。）」を「行 8 級職員等」に改め、「、前項第 2 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族である子」という。）については 1 人につき 1 0, 0 0 0 円」を削り、同条第 4 項中「（以下「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の 1 項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

第 9 条を次のように改める。

第 9 条 削除

第 9 条の 2 を次のように改める。

（住居手当）

第 9 条の 2 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額 1 6, 0 0 0 円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員

(2) 第 1 0 条の 2 第 1 項又は第 3 項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が居住するための住宅を借り受け、月額 1 6, 0 0 0 円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの

第 2 0 条の 2 第 2 項中「第 8 条から第 9 条の 2 まで」を「第 8 条」に改め、同条第 3 項中「第 8 条から第 9 条の 2 まで」を「第 8 条、第 9 条の 2」に改める。

（大網白里市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第 2 条 大網白里市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 4 2 年条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(令和7年度における扶養手当に関する特例)

2 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例第8条の規定の適用については、同条第1項中「扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。」とあるのは「扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、行8級職員等に対しては、
「(5)
支給しない。」と、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは (6)

重度心身障害者

配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」
と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については1人につき
3,000円とする」とする。

3 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の大網白里市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条の規定の適用については、同条第1項中「扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。」とあるのは「扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、この条例による給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級である職員に対しては、支給しない。」と、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは
「(5) 重度心身障害者
(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

とする。
を含む。）」

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

4 職員の育児休業に関する条例（平成4年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第18条の表第20条の2第2項の項中「第8条から第9条の2まで」を
「第8条」に改める。

(大網白里市任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

- 5 大網白里市任期付職員の採用等に関する条例（平成20年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「第8条から第9条の2まで」を「第8条、第9条の2」に改める。